

せり人の登録等事務取扱要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市場におけるせり人の登録について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号。以下「条例」という。）第17条及び同施行規則（昭和63年防府市規則第15号。以下「規則」という。）第12条に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 せり人の登録を受けようとする者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 条例第17条第3項各号に該当しない者
- (2) 登録申請時において満20才以上の者
- (3) 卸売業務に1年以上の経験を有する者
- (4) 市長が行うせり人認定試験に合格した者

(せり人の認定試験)

第3条 せり人の認定試験を受けることができる者は、前条第1号から第3号までに該当する者であること。

2 せり人の認定試験を受けようとする者は、せり人認定試験申込書（第1号様式）に必要書類を添えて、所属する卸売業者を通じて市長に提出するものとする。

3 認定試験の採点は100点満点とし、70点以上の得点をもって合格点とする。

4 市長は、せり人認定試験に合格した者に対し、せり人認定試験合格証（第2号様式）を卸売業者を通じて交付するものとする。

5 せり人の認定試験の実施に関しては、前各項に定めるもののほか、市長が別に定める。

(せり人の登録)

第4条 市長は、せり人として登録することが適当と認めた者については、せり人登録簿（第3号様式）に登録する。

(せり人の研修)

第5条 せり人は、知事及び市長の実施するせり人の研修を受講しなければならない。

2 卸売業者は、せり人の研修を随時実施し、せり人の知識及び技能の向上を図るものとする。

(登録事項の変更)

第6条 卸売業者は、せり人の登録事項に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、せり人登録簿及びせり人登録証(規則第12号様式)の訂正を受けなければならない。

附 則

この要綱は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

第1号様式

せり人認定試験申込書

年 月 日

受験番号

氏名

生年月日

年 月 日生

男・女

本籍

現住所

卸売業者

せり人認定試験受験票

氏名

受験番号

住所

受験日時

年 月 日

午前

午後 時

試験場

写 真

正 面 向

上 半 身

脱 帽

ライカ判

24 × 36

第2号様式

せり人認定試験合格証

認定番号

第

号

氏名

住所

生年月日

年 月 日 男・女

上記の者は、せり人認定試験に合格したことを証します。

年 月 日

防府市長

印

